

かいてき 便利

平成 16 年 10 月 1 日発行 第3号

INDEX

最近の動向

「平成 16 年度専門研修『介護保険』を開催」

「介護費を不正請求」

報酬・運営基準の Q & A

「主に利用者が使用する居室等以外の掃除も生活援助で算定できるの？」

お知らせ

「制度見直し年内に大綱とりまとめ」

「東京都介護サービス情報を利用しましょう！」

平成 16 年専門研修『介護保険』を開催

最近の動向

さる 9 月 13 日・14 日、特別区職員研修所において、特別区介護保険担当職員等を対象とした「平成 16 年度専門研修『介護保険』」が開催されました。本研修は、「介護サービスの質の向上」や「適正な給付への取組み」の重要性と意義を理解するとともに、特に介護サービス事業者との連携・パートナーシップの重要性など、適切な制度運営に向けた保険者の役割・あり方について考察することを目的に開催されました。初日前半では、立正大学社会福祉学部助教授の國光登志子先生から、適正化の理念と目的のほか、主にケアマネジメントの適切性とケアマ

ネ支援について講義がありました。後半では、各保険者の取組事例を取り上げ、武蔵野市から「事業者支援と人材育成」について、足立区から「不適正請求の発見と対応」について講演がありました。また、2 日目は東京都から指導検査の実態について講義があったほか、民間事業者を代表して（株）ジャパンケアサービス取締役の浦谷馨氏から介護保険のあり方について熱のこもった講演が行われました。最後は、保険者・事業者の代表によるシンポジウムが催され、各シンポジストだけでなく、会場の聴講者からも日頃感じている思いについて、様々な質問や意見が交わされました。



専門研修会（シンポジウム）の様子

介護費を不正請求

対象外サービスや架空請求が発覚！！

最近の動向

東京都福祉保健局は 9 月 8 日、豊島区の介護事業者「スマイルサポート」が介護給付費を不正請求していたことを公表しました。同社は既に事業所を廃止していますが、不正請求額は今年 3 月分だけで既に約 460 万円が判明しており、今後、他の期間の不正請求額についても返還請求することになります。具体的には、訪問介護において買物などの生活援助中心型サービスを行ったにもかかわらず身体介護の報酬を請求したほか、介護保険の対象とならない墓参の同行、本人の留守中のサービス提供や家族へのサービス提供、サービス時間の分割・架空請求等を行っていたことが判明しています。

Q:主に利用者が使用する居室等以外の掃除も生活援助で算定できるの？(訪問介護)

報酬算定・運営基準の注意点

A:生活援助は直接本人の日常生活の援助に属さない行為(主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為)については認められません。よって、利用者が使用しない居室についての掃除は報酬算定できません。

その他、生活援助の不適正利用としては、利用者以外の者にかかる洗濯・調理・買物・布団干しや、来客の応接、自家用車の洗車・清掃などが挙げられます。

自立支援に結びつかない安易な利用は本人のためにも有益ではないことを説明し、理解を得ましょう。

ここがポイント!

生活援助とは、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であって、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものです。本人の代行的なサービスであるため、仮に介護等を要する状態が解消したなら、本人自身で行うことが基本となります。

制度見直し年内に大綱 とりまとめ

お知らせ

9月14日全国課長会開催 される!

7月30日の社会保障審議会介護保険部会報告を受け、厚生労働省は全国介護保険担当課長会議を14日開催し、主に以下の内容を明らかにしました。年内に制度改革の大綱をとりまとめる予定です。

地域密着型サービスの創設 - 指定は市町村

環境変化への適応が難しい痴呆性高齢者などの多様なニーズに対応したサービス体系の構築に向け、「小規模・多機能型」のサービスやグループホーム、小規模特養など地域密着型サービスの制度化が検討されており、最終案が11月の全国課長会議に示される予定です。

事業所の指定権限は市町村となり、給付の対象は指定地域の被保険者です。

ケアマネジャーの責任と権限の明確化

ケアマネの専門性の確立を目的に検討されている「介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関する研究委員会」の中間報告が10月頃に行われる予定です。ケアマネの責任と権限の明確化から、事業所の指定とケアマネの指定を独立して行う「二重指定制度」の仕組みが検討されているほか、今後、ケアマネ個人ごとに請求管理を行う案が想定されています。

「東京都介護サービス情報」を 利用しましょう!

お知らせ

介護保険の最新ニュースが メールで届きます

東京都では、メール登録した介護保険指定事業者に対して、ホームページ「東京都介護サービス情報」に掲載された新着ニュースのお知らせをメール配信しています。最新情報が掲載された場合、事業者の皆さんのパソコンにその旨のメールが届くので、最新の情報が素早く得られます。メール登録して是非ご活用ください。

『東京都介護サービス情報』アドレス

<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp/>

例えばこんな情報が提供されます。

- ・ 介護報酬関連情報
- ・ 東京都からのお知らせ
- ・ 運営基準等にかかるQ & A
- ・ 最新の事業者指定情報
- ・ 介護支援専門員支援会議開催情報

登録方法

トップ画面より『メンバー』をクリックし、『事業者メンバー』から指定通知書送付時にお知らせしたID・パスワードによってメール配信登録してください。詳しくは、「東京都介護サービス情報」の『メンバー』クリック後のサービス事業者管理メニュー「メールアドレス登録方法」でご案内しています。

「かいてき便り」は国保連と伝送請求が可能な事業所には汎用電文でテスト送付していません。受信確認で不具合等がありましたら国保連へFAX(03-5326-0984)でご連絡ください。なお、テスト終了後、原則として当該事業所へは汎用電文での提供となります。

編集兼発行 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 TEL 03(5320)4595